

平成28年度第1回みやぎ食の安全安心推進会議議事録

日時：平成28年5月31日（火）

午後2時から午後4時まで

場所：県庁行政庁舎11階 第2会議室

1 開会

2 委嘱状交付

小野芳浩委員に委嘱状交付

3 挨拶（佐野環境生活部長）

4 議事

（1）会議の成立

16名の委員のうち12名が出席したことから、みやぎ食の安全安心推進条例第18条第2項の規定により、会議は成立した。

出席委員

小金澤委員（会長）、熊谷委員（副会長）、西川委員、小野委員、氏家（幸）委員、佐藤委員、加藤委員、大友委員、丹野委員、伊藤委員、國永委員、氏家（直）委員

欠席委員

阿部（誠）委員、佐々木委員、水野委員、阿部（正）委員

（2）会議内容

〈 小金澤会長 〉

皆さん、こんにちは。今日は、平成27年度「食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第2期）」に基づく施策の実施状況（案）について及びその評価について、審議していただきます。

毎年、評価は委員の方々にしていただいておりますが、今年は2回目で、去年、評価を経験していますので、スムーズに行くと思います。

この会は、消費者及び事業者・生産者代表、学識経験者から構成されている会ですので、委員同士で意見を交換しながら、それぞれのお立場の委員お一人お一人から貴重な御意見を頂戴する場にしたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、食の安全安心に関する施策の実施状況について、最初に平成27年度「食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第2期）」に基づく施策の実施状況（案）について、事務局から説明願います。

〈 事務局 赤間課長 〉

それでは、議題の「イ」の「食の安全安心の確保に関するの施策の実施状況について」を御説明いたします。

今年度最初の会議ですので、まず「資料1」により、当推進会議の今年度のスケジュール

ルと本日の議題であります「施策の実施状況」の公表までの流れを御説明いたします。お手元の次第をめぐっていただきまして、座席表、名簿などがありますが、その後ろ、右上に「資料1」と囲んである資料をご覧ください。

表の左側の列に当推進会議の開催予定などを記載してございます。5月ですが、本日の第1回の会議でございます。7月ですが、26日に第2回の会議を予定しております。9月には委員改選がございます。

年が明けて2月ですが、上旬に第3回の会議を予定しております。委員改選後最初の会議となります。

続きまして、「推進会議の主な検討内容」でございます。表の真ん中の列に記載してございます。網がけの部分をご覧下さい。左列の「第3期基本計画の策定」につきましては、お陰様をもちまして、昨年度に終了いたしました。貴重な御意見をいただき、誠にありがとうございました。

今年度、皆様方に御審議いただきますものは、主に2点ございます。

1点目は、本日の議題であります、前年度の「施策の実施状況」でございます。本日御討議いただきまして、後日、委員の皆様方から評価を頂戴いたします。

2点目は、委員改選後となりますが、食品衛生監視指導計画（案）の検討をいただきます。

スケジュール表の5月のところ、真ん中を御覧いただきますと「平成27年度基本計画に基づく施策の実施状況の検討」とありますが、このあと御説明する内容でございます。下に「矢印」が出ておりますが、県民への公表までの手順となります。

委員の皆様におかれましては、6月13日までに、項目毎に評価をしていただきます。お忙しいところ恐縮ですが、事務局まで評価表の提出をお願いいたします。評価方法などにつきましては、のちほど詳しく御説明申し上げます。

委員から御提出いただいた評価表は、事務局で取りまとめて会長にお送りし、会長には「総評」と「推進会議全体としての評価（案）」を作成していただきます。この「評価（案）」については、7月26日開催予定の2回目の会議において御協議いただき、「推進会議としての評価」を決定していただきます。

その後、知事を本部長とする「宮城県食の安全安心対策本部会議」を経て、9月に開会されます定例県議会に、推進会議の評価を付して報告し、10月に県民に公表する予定としております。

続きまして、網がけの右側の「宮城県食品衛生監視指導計画（案）の検討」でございます。来年2月上旬に予定しております3回目の会議において御検討いただきます。御検討いただいた計画（案）は、パブリックコメントを経て、3月中に策定、公表いたします。

推進会議における「検討内容とスケジュール」につきましては、以上でございます。

それでは、議題イのうち、「平成27年度「食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第2期）」に基づく施策の実施状況（案）について」を御説明いたします。お手元の「資料2」を御覧ください。表紙をめぐっていただきまして、裏面に目次がございます。ローマ数字の「II」の部分をご覧ください。

算用数字の「1」から「4」が並んでいますが、このうち、「1」から「3」までが、「基本計画」の3つの大綱となり、「大分類」と呼んでいるものになります。これらの基本計

画の3つの大綱の下に6つの中分類があり、これを14の小分類に分け、37の施策を定めております。

また、算用数字の「4」としまして「食品に係る放射能対策」がありますが、これは第2期基本計画の大綱ではございません。以前の推進会議で、放射性物質対策は別の項目で評価すべきとの意見を頂戴しまして、算用数字「1」から「3」の大綱に基づく施策から抜き出して、「再掲」する形で「4」として、とりまとめているものでございます。

ローマ数字の「Ⅲ」に、「推進会議の評価」とございますが、現時点で内容は空欄となっております。後ほど御説明いたしますが、この推進会議としての評価をいただき、この部分に挿入し完成となるものです。

それでは、昨年度実施いたしました施策の具体的な内容について御説明いたします。

1ページから4ページは「施策ごとの実施状況」をまとめた「概要」となりますので、説明は省略いたします。

5ページをお開きください。ここから、施策ごとの実施状況を記載しております。大綱1番目、「安全で安心できる食品の供給の確保」でございます。「(1)生産及び供給体制の確立」の「イ」は、「生産者への取組への支援」でございます。

(イ)の施策1では、「みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度」の普及拡大に努めたほか、「みやぎまるごとフェスティバル」で環境保全型農業をPRしました。さらに「環境にやさしい農業推進セミナー」では、有機農業の実践例の紹介を行いました。

(ロ)の施策2では、「農業生産工程管理」、「GAP」に取り組もうとしている農業法人などを対象とした研修会を開催し、地域におけるGAP導入について意識啓発を行いました。また、JGAP指導員の資格を有する職員などを研修会に派遣し、指導者としての資質向上を図りました。

6ページ、(ハ)の施策3では、農薬危害防止運動において、ポスターまどでの周知や農薬使用者・管理者に対する研修会を開催しました。

(ニ)の施策4では、牛の生産履歴を管理するための個体識別番号耳標の装着について、各種手続きやエラー解消に対する支援を行いました。

(ホ)の施策5では、震災により被災した「かき」共同処理施設について、36件の復旧整備支援を行いました。なお、浄化施設を備えた「かき」処理場の復旧要望は27年度にはございませんでした。

7ページに「主な数値目標」と「主な関連事業一覧」を記載しています。

なお、この「目標」と「事業一覧」ですが、カタカナの「イ」、「生産者の取組への支援」全体、つまり(イ)から(ニ)までの全体についての、目標と事業一覧となっております。

中段の「数値目標」ですが、「認定エコファーマー」については、目標を大きく下回っております。これは、構造的な理由がありまして、この認定制度は、現行以上の技術要件を満たす必要があり、既に特別栽培米に取り組んでいる生産者の認定や認定期間中にそのレベルに達した生産者の再認定が難しく、伸び悩みとなっているものです。

このように、現在となっては指標として適切ではなくなっている状況から、昨年度の当推進会議で御審議いただきました「第3期基本計画」の目標指標からは除いているものであります。

環境保全型農業取組面積についても、目標を下回っていますが、取組面積の92%が水

稲となっており、作付面積自体が減っていることに起因するものであり、第3期計画では、平成32年度目標を30,000ヘクタールと下方修正している指標となります。

第三者認証GAP農場数も同様に下回っておりますが、第三者認証の取得は、費用や作業負担が大きく、限定的な伸びとなっております。第3期計画では、改正県GAPを中心としたGAPの取組を普及推進し、指標を「GAP導入団体数」に変更しております。

8ページをお開きください。中分類の「ロ」は、「安全な農水産物生産環境づくり支援」でございます。(イ)の施策6では、指定病害虫等に関し、巡回調査や防除情報の提供を行い、農業者団体等に対して適切な防除の支援を行いました。また、環境負荷のより少ない病害虫防除の検討や環境にやさしい土づくりを推進しました。

(ロ)の施策7では、適正な水管理を推進し、カドミウム基準値超過米の発生抑制を図ってまいりましたが、新たに2地域で基準値超過米が確認されました。確定分析等を行い、超過米は廃棄処理をいたしました。また、カドミウムの吸収抑制のための調査等を行いました。

(ハ)の施策8では、家畜伝染病予防法に基づく検査を実施し、発生予防とまん延防止を図るとともに、慢性疾病発生低減の検査・指導等を行いました。

9ページ、(ニ)の施策9では、貝毒プランクトンの観測結果等について関係機関に情報提供を図るとともに、規制値を超えた場合には出荷自粛等の適切な措置を講じました。また、漁協が実施するノロウイルスの検査強化の取組に対して支援を行いました。

11ページに移りまして、小分類ハは、「事業者に対する支援」でございます。

(イ)の施策10では、食品業界全体の衛生レベル向上のため、事業者に対し講習会等を開催し、「みやぎHACCP」の普及推進を図りました。さらに、近年、HACCPによる衛生管理手法が国際標準となりつつあること等から、10月に本制度を改正し、新たな「みやぎ食品衛生自主管理認証制度」として運用を開始いたしました。「ステップ1」が21件など、3月末で合計25件の認証数でございます。

(ロ)の施策11では、東北農政局と連携し、「米トレーサビリティ法」に基づく立入検査等を実施しました。産地情報の伝達や取引等の記録に記載漏れのあった2件に対し指導を行い改善を図りました。

12ページ、(ハ)の施策12では、県産食材を積極的に利用している飲食店等を「食材王国みやぎ地産地消推進店」として登録し、県産食材の産地をメニュー表示するなどの取組みを行いました。

13ページ、(2)監視指導及び検査の徹底のイは、「生産者に対する安全性の監視及び指導の徹底」でございます。

(イ)の施策13では、農薬の販売者・使用者に対する立入検査を実施し、指導を行いました。また、農薬の適正使用の助言、指導を行う農薬管理指導士を確保するため、新規養成と更新のための研修会を実施いたしました。

(ロ)の施策14では、肥料取締法に基づく立入検査を行い、生産されている肥料の収去・分析を行いました。無登録肥料の製造・販売事案に対しては、事業者へ廃止届を提出させるなどの指導を行いました。また、畜産、水産分野においても、製造工場等への立入検査を実施しました。

14ページ、(ハ)の施策15では、販売業者への立入検査により、動物用医薬品の適

正な流通を図りました。

(ニ)の施策16では、高病原性鳥インフルエンザに関し、定点モニタリング検査を毎月行ったほか、強化モニタリングとして、一定規模以上の飼養農場からの死亡羽数の定期報告を求め、異常の早期発見に努めました。

16ページをお開きください。ロは、「事業者に対する安全性の監視及び指導の徹底」でございます。(イ)の施策17では、飲食に起因する衛生上の危害発生防止のため、飲食店及び製造施設等の監視指導や衛生講習会等を実施しました。生食用食肉の規格基準が一部変更となったことから、取扱施設や県民に対して啓発を行いました。また、食中毒予防月間には啓発活動や監視指導などを行いました。

(ロ)の施策18では、輸入食品をはじめ、県内に流通する食品の規格基準の検査、食品中の残留農薬等の検査を実施し、飲食に起因する危害防止に努めました。また、県産農林水産物の放射性物質に関する検査を実施しました。

17ページ「成果」と記載している「囲み」を御覧ください。「囲み」の中に「表」がございますが、牛を除く県産農林水産物の放射性物質測定については、ゲルマニウム半導体検出器による精密検査を5,665点実施したほか、地方機関に設置している簡易検査器により、925点の検査を実施しました。

18ページ、上段の表ですが、と畜場において全頭の27,049頭の検査を実施しましたが、基準超過はございませんでした。

続きまして、(ハ)の施策19では、「かき処理場」や「と畜場」、「食鳥処理施設」の監視指導及びそこで扱う食品の検査等を行い、不適格な食品の流通を防止し、これらに起因する健康被害の発生を防止しました。

21ページをお開きください。「ハ」は、「食品表示の適正化の推進」でございます。

(イ)の施策20では、保健所に「食の110番」を設置し、消費者からの不安・疑問や関係法令等に関する相談を受け付けました。また、食品衛生に関する食品表示の監視指導を実施し、賞味期限表示が不適正な事業者に対しては、食品表示法に基づく指示・公表を行いました。

さらに、「食品表示110番」等に寄せられた情報により、法令に基づく調査を実施し、事業者に対する指導を行いました。また、組み換え遺伝子及びアレルギー物質の検査を実施し、全て適正であることを確認しました。

さらに、栄養成分表示や健康保持効果等に関する誇大広告の禁止等について、関連事業者に対する相談、指導を行いました。

(ロ)の施策21では、食品表示ウォッチャーとして100人を委嘱し、小売店でのモニタリング調査を実施しました。6月から12月までモニタリングを実施し、その報告を受けて調査・指導を実施しました。また、食品表示の研修を兼ねた説明会の開催や「ウォッチャーだより」の発行により、ウォッチャーの支援を行いました。

22ページの(ハ)、施策22では、出前講座等による啓発を行ったほか、事業者や消費者からの食品表示に関する相談に対応し、適正表示の普及に努めました。また、食品表示法施行初年度のため、事業者に対する説明会を開催し多数に参加いただいたほか、ホームページや保健所からの情報提供等により、法律の周知を行いました。

23ページ上段、小分類「ハ」全体の数値目標のうち、食品表示に関する研修会ですが、

回数は15回ではありますが、昨年の食品表示法施行による事業者説明を各圏域で開催しているため、一昨年が8回、368名だったものが、今回は15回、1,340名と回数、人数とも倍増しております。

24ページをお開きください。大綱2番目の「食の安全安心に係る信頼関係の確立」でございます。(1)は「情報共有及び相互理解の促進」です。

「イ 情報の収集、分析及び公開」、(イ)の施策23では、食の安全安心消費者モニターに対するアンケート調査、セミナー等の開催のほか、ウェブサイトによる食の安全安心、食に関する情報、イベントの開催等の情報提供を行いました。また、「みやぎ食の安全安心取組宣言者」の検索サイト、あるいは「食材王国みやぎ」の情報提供のサイトで情報発信を行いました。

(ロ)の施策24では、食品衛生監視指導計画に基づく監視指導や検査の結果をとりまとめ、公表いたしました。

25ページの小分類「イ」全体の数値目標ですが、「県からの情報提供が十分、おおむね十分と感じる消費者モニターの割合」ですが、37.8%と目標を下回っていますが、基準年からは10%以上、一昨年と比較すると0.6%、それぞれ上昇しております。「どちらでもない」との回答が37.7%で、これを加えると8割弱となっており、必ずしも否定的な評価ではないと考えております。

26ページ、「ロ」は「生産者・事業者及び消費者との相互理解の促進」でございます。

(イ)の施策25では、「地域の食と農の相談窓口」により、消費者等からの相談に対応したほか、農業生産現場の情報発信を行いました。また、食の安全安心セミナー等を開催し、相互理解を深めました。

(ロ)の施策26は、民間企業等と連携した地産地消のPRを行ったほか、食材王国みやぎ「伝え人」の活動支援、高校生を対象に「地産地消お弁当コンテスト」の開催等を行いました。

(ハ)の施策27では、学校給食への県産食材利用拡大のため、モデル地域を選定し、課題等について検証を行いました。また、11月を「すくすくやぎっ子宮城のふるさと食材月間」として、県産食材の利用拡大に努めました。

27ページ、小分類ロの全体の数値目標ですが、「食と農の相談窓口」の相談件数が、63件と目標値を大きく下回っていますが、これは窓口設置当時に無登録農薬等の問題がクローズアップされていたため相談が多かったのですが、最近では相談の減少傾向にあるものです。

28ページをお開きください。「(2) 県民参加」のイは、「県民総参加運動の展開」でございます。

(イ)の施策28では、県の各種広報媒体の活用、集客行事や大学との連携等により、消費者モニターの募集活動を行いました。また、モニターのステップアップのため、「食品工場見学会」、「生産者との交流会」や「モニター研修会」を実施しました。

さらに、消費者モニターアンケート調査を実施したほか、「モニターだより」を3回発行し、食の安全安心に関する情報提供を行いました。

29ページ、(ロ)の施策29では、生産者や事業者が行う取組を支援するため「みやぎ食の安全安心取組宣言事業」を展開し、「みやぎまるごとフェスティバル」等で事業広

報も行いました。

(ハ)の施策30では、食の安全安心に関する知識の習得の機会を提供するため、「食の安全安心セミナー」や「地方懇談会」を開催したほか、要請に応じて研修会への講師派遣等を行いました。

30ページに写真を掲載しておりますが、仙台会場のセミナーでは、小金澤会長をファシリテーターに、加藤委員、特用林産物生産者や魚市場役員、関係省庁職員等によるパネルディスカッションも実施しております。

「主な数値目標」ですが、「消費者モニターの活動（参加）率」が目標を大幅に下回っています。現行の指標は開催に当たっての工夫などが結果に反映しにくいものとなっているため、第3期計画では「延べ数」を分子にするように改めております。

32ページをお開きください。「ロ」は「県民の意見の食の安全安心確保に関する施策への反映」でございます。

(イ)の施策31では、消費者モニターアンケート調査、セミナーにおける意見交換やアンケート、「食品衛生監視指導計画」策定時におけるパブリックコメント等により、広く県民の意見を把握いたしました。

(ロ)の施策32では、「食の110番」や「食品表示110番」を設置し、こうした相談窓口を広報するとともに、消費者から相談や疑義情報の提供に対して調査・指導を行うとともに、事業者からの表示相談に対しても助言を行いました。

「数値目標」の「地方懇談会」ですが、現場の地方機関が主催するものですが、震災以降、復興関係の業務量が増えているためと考えられますが、目標を下回っている状況にあります。

34ページをお開きください。ここからは、大綱3番目「食の安全安心を支える体制の整備」でございます。(1)体制整備及び関係機関との連携強化ですが、イの施策33では、施策を総合的に推進するため、知事を本部長とする対策本部を設置しており、昨年度は本推進会議で御審議をいただいた前年度の施策の実施状況と、第3期基本計画案について協議しました。

ロの施策34では、県庁関係課に引き続き「食の安全安心推進員」を配置し、「食の危機管理対応チーム会議」を毎月開催するなど、個別対応マニュアル事案や放射性物質測定結果などについて、情報共有を図り、危機の未然防止に努めました。

ハの施策35では、ヒスタミンの迅速、簡便な分析法を開発しました。また、アイスクリームの基準違反が見られたことから、細菌検査などを実施しました。

35ページ、ニの施策36では、厚生労働省から違反食品の情報提供を受けたほか、検疫所における輸入食品の検査結果を入手しました。また、ブロック会議や研修会などで各機関との連携を図りました。食品表示においては、宮城県食品表示監視指導協議会など、関係機関と連携を図りました。

36ページ、(2)食の安全安心推進会議、施策37となりますが、昨年度は4回開催しまして、食の安全安心確保に関して御審議いただきましたほか、前年度の施策の実施状況に対して評価や御意見を頂戴しました。さらには、今年度を初年度とする第3期基本計画については、11月に答申をいただきました。

38ページの「4 食品に対する放射能対策」ですが、最初に御説明しましたとおり、

大綱の1から3の関係施策に織り込んでおりますが、これらを抜き出して「再掲」する形で集約し、4番として改めて項目立てしております。

イの「食品中の放射性物質検査」ですが、厚生労働省通知に基づく検査計画を定め、農林水産物は出荷前の段階で検査を行い、基準超過したものが市場に流通しないようにいたしました。県内に流通している加工食品についても検査を実施し、安全性を確認しました。

(1)の「出荷前検査」では、(イ)から(ト)まで、農産物、原乳、牛肉、水産物、きのこ・山菜類、県産牛等、野生鳥獣肉などの検査を実施しました。

40ページ、(2)の出荷後検査では、県内に流通する牛乳や乳児用食品など加工食品について、放射性物質検査を実施しました。

(3)のその他の検査・測定では、学校給食食材や、住民持ち込み食材等の検査・測定を行いました。

41ページ、4のその他では、検査結果を「放射能情報サイトみやぎ」に速やかに公表するとともに、基準値より高い数値が確認された場合には出荷自粛の要請等、必要な措置を講じました。

ロの「生産者・事業者及び消費者との相互理解の促進」ですが、「食の安全安心セミナー」や「地方懇談会」を実施したほか、消費者モニターを対象としたアンケート調査、研修会を実施しました。特に2月のセミナーでは、生産者、消費者代表、学識経験者、行政、セミナー参加者が意見交換を行いました。

50ページ以降に「実績数値総括表」として、平成21年度の基準値と26年度、27年度の数値を掲載しております。

この中からかいつまみますと、50ページ表2行目「認定エコファーマー」が減少傾向にあるのは、数値目標で御説明のとおりです。4行目、「家畜伝染病に基づく検査」が前年から大幅に増加していますが、これは、鶏や牛の伝染性疾病の臨床検査を積極的に実施したことや地域を年度ごとにローテーションして行う検査において、27年度は飼養頭数の多い地域が検査地域となったことなどから頭羽数が増えたものです。

52ページ5行目「栄養成分表示の相談・指導」が増えておりますのは、食品表示法施行に伴い栄養成分表示が義務化されたため、食品の製造、加工業者からの相談が増えた影響になります。

54ページ、消費者モニターの登録者数ですが、集客活動などでの広報活動を展開した結果、前年度比64人の増加となり、平成21年度の水準を回復しております。

県民参加の5行目「食の110番に寄せられた相談等」の受付件数が大幅に増加しております。これは、平成27年4月に食品衛生法施行条例を改正し、食品等事業者が、消費者等から苦情を受けた場合、保健所への報告が義務づけられたことを受けて、その相談件数を計上したことによるものです。

以上、昨年度1年間の「施策の実施状況」について御説明いたしました。

〈 小金澤会長 〉

ありがとうございました。施策、一つ一つで評価していただくことにはなりますが、ただ今の内容では、数値目標の結果が少しでこぼこがありますが、皆さんから、御質問はありますか。

〈 佐藤委員 〉

昨年度もそうだったのですが、今まで一貫して、放射能測定結果について、「検査を実施したで終わらせず、その後、どうしたのですか。流通段階でどのように対応したのですか」を表記して欲しいと要望してきました。今回、38ページ、4ーイに「市場に流通させないようにした。検査において、安全性を確認した。」という表記に変えてもらえました。やはり、「流通を阻止した」というような表現は、安全から安心へ導いていくためには、重要な部分であると思います。消費者の疑問に答える形で表現していただいとすることで、この部分は、大変評価できると思います。

一方で、疑問点が2点あります。一つは、21ページの施策20、食品表示の適正化に関することです。食品表示法が施行され、状況が変わってきています。

報告書には、「賞味期限が不適切な事業者に対し、食品表示法に基づく指示・公表を1件行った」とあります。これは、H社のことだろうと思いますが、これが、不適切な事業者としてすむ問題かどうかは疑問に思うところです。

指示・公表は、10月9日に行い、その後、11月30日に、食品表示法第6条第8項に基づく回収命令を出しています。その二つは、同じではないだろうと理解しています。行政上の措置ではなく、法令上の命令を出したということまで含めて記載すべきではないかと考えております。

もし、仮にこの問題が、公益通報に基づくものだという事で、公益通報者を特定させないために、その様な表現に緩めているのであれば、それは食品表示法の施行に対する間違った解釈であると思います。ここの表現及び法違反に対する対応についてお尋ねしたいです。

もう1点。34ページの一番下、施策35の調査研究に関してです。ヒスタミンの検査方法は、「平成26年度に開発したものの機器の不具合があり、調査はできませんでした。けれども、平成27年度は、機器の補修をし調査可能となりますので、魚介類加工品の調査を実施します」との県の回答を得ていました。

それに対して、実施状況報告書では、「実施できるようになった」とありますが、この表現では、検査したのかどうかわかりません。また、実施した結果、どうなったのかもわかりません。実際に検査したのかどうかを知りたいのです。もし、トラブルなどで検査できなかつたとしたら、その理由も教えていただきたいです。

御存じのとおり、ヒスタミンは昨年福島で食中毒が発生しており、大変大きな問題となっています。自治体でこういうシステムを開発し、検査時間が二日から半日でできるようになったとの回答も得ていますが、それが具体的に実施されたのか、どのような形で成果として出されているのか、分からないと評価できません。回答をお願いします。

〈 事務局 赤間課長 〉

食品表示の適正化に関する表記ですが、確かに指示・公表のみの記載となっておりますが、実際に回収命令も実施したことから、その文言を盛り込むように修正させていただきたいと思います。

34ページ、施策35のヒスタミンについてですが、ようやく分析方法が確立され、研

究報告をする段階までできております。ヒスタミンについては、数値が示されておらず、現行でどのように検査をするのか、食品衛生監視員で組織される食品衛生部会の中で、実施方法等の検討をしております。

また、仙台市と共同で行うことも視野に入れて、現在、調整中です。なお、収去検査となると販売者から無償で提供してもらうようになりますが、ヒスタミンには、基準値がありませんので、収去検査の手法がとれません。従って、検査を実施するとなると買い上げ検査、いわゆるモニタリングで実施しなければいけません。もろもろの検討を現在、行っているところであります。

〈 佐藤委員 〉

回答は分かりましたが、この表記では、平成26年度と同じです。これでは、平成27年度は何も行っていないイメージをもたれる可能性があります。実際のお話を聞きますと、何らかの動きがあって、調査も行っているのであれば、その旨の表記が必要だろうと思います。ここは、検討していただきたいです。

〈 事務局 赤間課長 〉

はい。では、平成27年度に行った内容につきましても、盛り込む方向で検討したいと思います。

〈 小金澤会長 〉

他にありますでしょうか。

〈 加藤委員 〉

51ページ、施策3関連の農薬管理指導士についておききたいです。農薬管理指導士とはどのような方なのでしょう。また、人数が書いてありますが、新規と更新の内訳が分かる書き方ができませんか。新たになった方の数を記載した方が進んでいる感じが分かるのでは。

それから、52ページ、施策20関連の栄養成分表示に関する相談・指導ですが、ひとくくりになっていますが、「相談」と「指導」は違うのではありませんか。事業者からの相談と県からの指導とは、分けて表記できませんか。

去年度の達成度の評価はBで、その中の意見に県のウェブサイトになかなかとり着けませんとの意見がありましたが、ウェブサイト上は、何か工夫したところがありますか。

消費者モニターに対しても、パブリックコメントを求めてもらうといいのではないかとの意見もありました。この点についても、モニターにパブリックコメント出してもらえる工夫などを行ったのでしょうか。

〈 農産園芸環境課 荒井技術補佐 〉

農薬管理指導士とは、農薬の小売り、販売や農協の指導員の方など農薬に携わっている方です。

新規と更新を分けてはどうかとのことですが、手持ちとして、人数を把握はしております

せんが、分けて表記することは可能ですので、分けて記載するよう検討したいと思います。

〈 健康推進課 佐藤技術補佐 〉

52ページの栄養成分表示に関する指導・助言及び虚偽誇大広告における指導・助言の実績の件数ですが、これは各保健所からの報告に基づいて集計しております。

いずれも立入検査に至らない事業者からの軽微な内容で、かつ、改善がすぐ容易にできるものということで、相談・指導件数として掲載しております。保健所では、相談・指導と合わせての報告ですので、これについては、今後、検討させていただければと思います。

〈 小金澤会長 〉

もう一つ、ウェブサイトについてはどうですか。

〈 事務局 星課長補佐 〉

ウェブサイトについてでございますが、県のホームページにつきましては階層立てなど細かな制約が決まっているところではありますが、例えば、見やすくするためにレイアウトをコンパクトにするなどの工夫やバナーを付けたりしています。

制約がある中でも、そういった工夫をしておりますので、今後ともより見やすいホームページにするように対応してまいりたいと思います。

〈 小金澤会長 〉

よろしいですか。

〈 加藤委員 〉

消費者モニターに対するパブリックコメントについても回答お願いします。消費者モニターの役割の中に、食の安全安心に関する施策に対して、県への提言も含まれているはずです。前年度に、県にモニターの方にパブリックコメントを出してもらおうような工夫をして欲しいとの要望があったはずですので、平成27年度はそのような働きかけや工夫を行ったのか、教えていただきたいです。

〈 事務局 星課長補佐 〉

消費者モニターには、モニターだよりを年3回発行し、タイムリーな話題を提供しているところがございます。このモニターだよりに掲載するなど様々な形で、モニターの方には、参加、御意見等をいただいております。

〈 小金澤会長 〉

モニターだよりにパブリックコメント募集について掲載し、アナウンスを少し入れて、以前よりは改善しているということです。よろしいですか。

〈 加藤委員 〉

了解しました。

〈 小金澤会長 〉

その他ございませんか。

〈 伊藤委員 〉

12ページの施策12， 外食産業の地産地消推進店の件です。前年対比でだいぶ増加しており， 評価できる施策です。

先日， 仙台駅ビルの中で， 県外から来た方が， 地産地消推進店を見て， 「宮城県の食材を使っているならここを利用しましょうか」という話を聞きました。やはり， 駅は， 県外の方が多く利用する方も多いと思います。

宮城県は， 県も県民も一体となって， 地産地消に前向きに取り組んでいるんだということが分かって素晴らしいことだと思います。地産地消推進店は， 是非， これからも継続して取り組んでいって欲しい事項です。

〈 小金澤会長 〉

ありがとうございます。他にありますか。

〈 佐藤委員 〉

地産地消に関連がありますので， よろしいでしょうか。おそらく， 仙台駅の中にある「みのりカフェ」のことだと思います。JA全農のお店ですので， 小野委員に推進状況のお話をしていただいた方がいいと思います。

〈 小金澤会長 〉

小野委員， よろしいでしょうか。

〈 小野委員 〉

全農宮城県本部として， 一番町に「cocoron」という飲食店を持っておりましたが， 平成28年3月をもって閉店しました。

同じタイミングで， 仙台駅ビルの中に， 軽食の「みのりカフェ」とレストランの「グリルみのる」をオープンしました。地産地消をテーマに， 宮城県の食材のほか， 東北6県の食材を使った飲食店ですので， 是非， 足を運んでみてください。

〈 小金澤会長 〉

ありがとうございました。昨年， 地産地消や産直市場のパンフレットをいただいたこともありました。

〈 食産業振興課 金岡技術副参事 〉

食材王国みやぎ地産地消推進店についてお褒めいただき， ありがとうございます。現在， 405店舗の登録がありますが， ホームページでも掲載してます。また， 掲載を希望する約350店舗のガイドブックを作成し， 各店舗に配布しております。県庁18階のレスト

ランも地産地消推進店にお登録いただいております、ガイドブックも配架してありますので、御活用ください。

〈 小金澤会長 〉

ありがとうございます。その他ありますでしょうか。

〈 國永委員 〉

2点お聞きします。34ページ、施策34で「県庁に食の安全安心推進員、地方機関に食の安全安心担当を配置」とありますが、「食の安全安心推進員」は何名いるのですか。また、食の安全安心の連携という中で、具体的にどのように連携していますか。

もう1点、54ページ、施策31関連で地方懇談会の開催回数が記載してあります。平成21年度で15箇所、平成26年度で8箇所、平成28年度で10箇所と平成21年より、回数が減っているようですが、何故でしょうか。平成23年度に東日本大震災がありましたので、それが理由かもしれませんが、どうしてなのでしょう。

〈 事務局 赤間課長 〉

1点目、食の安全安心推進員ですが、次第の4ページの出席名簿を御覧下さい。本日、出席しております、食の安全安心推進員を記載しております。例えば、職名を見ていただきたいのですが、食と暮らしの安全推進課（食の安全安心推進員）の兼務発令をしております。

現在、推進員は10名になります。

活動としては、月に一回、食の危機管理対応チーム会議及び食の安全安心庁内連絡会議を開催しており、食中毒の発生状況、貝毒の状況や放射性物質検査結果などの情報共有を図っております。また、本日みやぎ食の安全安心推進会議を開催しておりますが、その議題であります実施状況や審議内容等を会議で検討しております。

〈 事務局 星課長補佐 〉

2点目、地方懇談会につきましては御指摘のとおり、基準年の平成21年度と比べますと、震災を挟んでおりますので、回数が減っております。ただし、平成26年度は8回で396名でしたが、平成27年度は10箇所439名と回数的には、やや増加しております。基準年の平成21年度より、減少した理由として、やはり、震災後、復興業務が増えたためと思います。

ただ、年度当初に地方機関である地方振興事務所や保健所を集めた会議などで、食の安全安心に対する消費者の理解度アップは重要だと思っておりますので、地方懇談会の趣旨を説明し、開催を呼びかけるところです。

〈 小金澤会長 〉

その他ありませんか。疑問点、質問点のほかに評価に関することでも結構です。これに基づいて、評価していただくこととなりますので、よろしいですか。

〈 西川委員 〉

41 ページ，4-I 放射性物質検査の住民持ち込み測定について，基準値超過が7%と多いのは何故なのか，理由が分かれば教えていただきたいです。流通するものではありませんものの，どういった理由で基準値が高くなっているのか，考察などがあれば教えて欲しいです。地域性によるのかもかもしれませんが。

〈 事務局 赤間課長 〉

どうして高いのかとの理由は考察しておりません。流通していない，自分たちが取ったものを測定するのが，持ち込み測定になります。

持ち込みは，放射能が高そうなところに入って捕った魚や山菜を持ち込む方が多いので，高い傾向があるのかなと推測されます。

〈 小金澤会長 〉

よろしいでしょうか。なければ，評価について，事務局からよろしくお願いします。

〈 事務局 平野技術副参事 〉

議題の平成27年度「食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第2期）」に基づく施策の実施状況（案）に係る評価について，資料3で御説明します。

委員の皆様には評価をお願いしたいのは，平成27年度の施策の実施状況になります。

この評価をいただく目的ですが，基本計画の施策を総合的に推進するために，昨年度の実施状況を評価いただき，来年度の年次計画や今年度の実施内容に反映させていくことを大きな目的としております。

「資料3」の2ページを御覧ください。評価いただく第2期基本計画は，本来，3つの大分類，「1 安全で安心できる食品の供給の確保」，「2 食の安全安心に係る信頼関係の確立」，「3 食の安全安心を支える体制の整備」で構成されております。

しかしながら，第2期基本計画策定年に東日本大震災が発災したことから，「4」として，「食品に係る放射能対策」を新に付け加えております。当初計画にはない項目ですが，食品の放射能について関心が高いということを考慮しまして，「4」として追加したものです。

それでは，評価の方法について御説明いたします。1ページにお戻りください。委員の皆様には，平成27年度の施策の達成度について，ABCの3段階で，施策の小分類ごとに評価をしていただきます。

ABCの3段階とは，「達成している」がA，「概ね達成している」がB，「達成していない」がCとなります。

評価の視点としては，「進捗状況」，どの位進んでいるか，「連携状況」，関係各課・機関と連携し進めているかどうか，それと「協働状況」，生産者・事業者，消費者と協働し施策を進めているかどうか，これらによって判断していただきますが，どこに重点を置いて評価するかは，委員の皆様の御判断でかまいません。

次に，点線で囲った部分を例として御説明いたします。これは，「資料2」の5ページから7ページに記載してあるものを抜き取った部分です。算用数字1の「安全で安心でき

る食品の供給の確保」が大分類となります。その下の（１）の「生産及び供給体制の確立」、これが中分類。カタカナのイ「生産者の取組への支援」、これが小分類。その下に（イ）から（ホ）までありますが、これが施策になります。

評価は、小分類ごとに行っていただきますので、この（イ）から（ホ）までを取りまとめた、「イ 生産者の取組への支援」が小分類となりまして、評価の対象区分となります。

再度、２ページを御覧ください。評価対象の小分類は全部で１５区分ございます。４のイ「食品に係る放射能対策」につきましては、大分類１から３に掲載している放射能対策を一部再掲し、農林水産物等の品目ごとに改めて記載したものになります。

では、実施報告書を見ながらということで、先ほど課長が御説明した施策の実施状況の「資料２」を御覧ください。資料２の８ページと９ページをお開きください。評価の区分である小分類について、御説明させていただきます。

８ページの小分類の「ロ 安全安心な農水産物生産環境づくり支援」の中に施策（イ）から（ニ）があり、その施策ごとに、実施状況と成果を記載してあります。

例えば、（イ）病害虫の適正防除及び土づくりの推進（施策６）ですが、平成２７年度の具体的な実施状況を記載し、その下の実線で囲んだ中に主な成果を記載してあります。

９ページの中ほどに、小分類ごとの「主な数値目標」の実績があり、その下に関連事業の一覧を記載してあります。

なお、「主な数値目標」は、施策一つ一つに対応して設定している訳ではございませんので、評価の際は、「主な数値目標」のみならず、各施策の実施状況や成果等も含めて、総合的に小分類ごとに評価下さいますようお願いいたします。

さらに、資料２の５０ページを御覧いただきますと、実績数値総括表がございますので、評価の際には、こちらも参考にさせていただきたいと思っております。

それでは、資料３にお戻り下さい。３ページを御覧ください。

「資料３」の３ページ目からが、実際に提出していただく評価表になります。委員の皆様には、資料として評価表を別途添付してございますが、この評価表に書き込んでいただくようになります。

評価表の説明をさせていただきます。右端の達成度の欄にＡＢＣを記入していただきます。その左に「本文ページ」とありますが、これは、資料２のそれぞれの施策の実施状況のページに対応しております。資料２を御覧になりながら達成度の欄にＡＢＣの御記入をお願いします。

下の方に、意見・提言の欄を設けておりますので、委員の皆様には併せて意見などを記載していただきますようお願いいたします。また、資料３の９ページから１２ページまで、昨年度の評価を添付しましたので、参考にしてください。

評価表を作成していただきましたら、評価期間が約２週間と大変短くて恐縮ですが、お手元に配布しております封筒で、６月１３日（月）まで事務局に返送していただくようお願いいたします。

皆様の評価表が集まりましたら、全体を整理し会長に御報告いたします。会長には、これを取りまとめて調整していただき、推進会議としての総評案をお願いします。

次回、７月２６日開催予定の推進会議にお諮りし、食の安全安心対策本部会議にて承

認を受けまして、県議会での報告となります。

また、何か分からないことがありましたら、事務局のほうに電話でも結構ですので、お問い合わせをお願いします。以上で説明を終わります。

〈 小金澤会長 〉

ありがとうございます。何かありますか。昨年も評価をしていただいていますので、大丈夫だと思いますが、よろしく願いいたします。

〈 佐藤委員 〉

さきほどもお願いしましたが、ヒスタミンについては、実施した内容を記載していただかないと評価できません。時間的に厳しいとは思いますが何らかの形でお示しいただきたいです。欠席委員にもその旨お知らせしていただきたいです。

〈 事務局 平野技術副参事 〉

別途、何らかの方法でお知らせしたいと思います。

〈 小金澤会長 〉

その他、ありませんでしょうか。

では、今、質問があり、平成27年度の実施状況について、若干精査することが必要な部分がありましたので、修正し、委員の方に情報提供してください。委員全員が評価できるようにお願いします。

では、以上で「平成27年度「食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第2期）」に基づく施策の実施状況（案）」とそれに係る評価についてを終了します。

次に報告事項のイの食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第3期）についてをお願いします。

〈 事務局 赤間課長 〉

「食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第3期）」について、資料4、資料5、資料6で御説明します。

「食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第3期）」につきましては、3月に県議会の議決を経て、策定の運びとなりました。委員の皆様には、策定にあたり、御審議いただき、改めて感謝を申し上げます。今年度から、第3期計画がスタートする事になりますが、ここで、改めて第3期基本計画の概要について、簡単に説明いたします。

なお、資料5といたしまして、基本計画の冊子本体を添付しておりますが、本日は、資料4、A3版横の資料で御説明いたします。

「資料4」を御覧ください。まず、計画策定の趣旨ですが、この計画は、「みやぎ食の安全安心推進条例」に基づきまして、食の安全安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として策定いたしました。

平成27年度で満了した第2期基本計画の実績等を踏まえ、食を巡る情勢変化等に対応した第3期基本計画を策定し、引き続き食の安全安心の確保を図るものでございます。そ

れには、消費者、生産者・事業者、行政が一体となった取組が不可欠となっております。

策定の経緯ですが、計画の策定に当たっては、昨年2月にこの「みやぎ食の安全安心推進会議」に諮問し、4回にわたりまして委員の皆様にご審議いただき、11月に答申をいただきました。答申をいただいた第3期基本計画案については、1月に宮城県食の安全安心対策本部会議で協議の上、県議会に提案し、議決を経て計画を公表いたしました。計画の期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間としております。

内容ですが、第3期基本計画は、第2期基本計画を踏襲しつつ、大綱として3つの基本理念を核とした目標を掲げ、それぞれの施策の展開方向を示しております。

「資料4」の左下を御覧ください。具体的には、「安全」をキーワードとした「安全で安心できる食品の供給の確保」、「安心」をキーワードとした「食の安全安心に係る信頼関係の確立」、「協働」をキーワードとした「食の安全安心を支える体制の整備」の3つの大綱からなります。

大綱1「安全で安心できる食品の供給の確保」は、主に、行政が生産の現場または流通の段階で生産者・事業者が取り組む食の安全安心を支援するとともに、食の安全安心が確保されているかどうか、監視及び指導を行う施策でございます。科学的な知見に基づく食品の安全性の確保が必要なことから、「安全」をキーワードとしています。

大綱2「食の安全安心に係る信頼関係の確立」は、消費者、生産者・事業者、県が共に信頼しながら、食の安全安心を作り上げていく施策でございます。安心して食品を選択するためには、生産者・事業者等と消費者との信頼関係の構築が必要なことから、「安心」をキーワードとしています。

大綱3「食の安全安心を支える体制の整備」は、①と②の「安全」と「安心」の施策をサポートし、推進していく施策でございます。県、生産者・事業者及び関係者等連携し、総合的に推進していくことが必要なことから、「協働」をキーワードとしています。

次に施策体系ですが、1から3が大綱、(1)と括弧で示しておりますのが中分類、イが小分類となります。施策体系は、基本的に第2期基本計画を踏襲しておりますが、右側に「新規」と記載している部分は新たに加えた部分となります。

第3期基本計画の中で、1の(1)のニ 震災等からの復興に向けた支援、1の(2)の「ニ 食品の放射性物質検査の継続」、2の(1)の「ハ 放射性物質に関する情報の共有と相互理解の促進」、3の(1)の「ニ 食品等の放射性物質に係る調査・研究の充実」が新に加わった施策となります。

次に(3)主な項目では、「生産体制支援」や「監視指導の徹底」、「食品表示法の周知徹底」や「放射性物質検査対策」、「効果的な情報提供」、「各関係団体等との連携」など、施策体系ごとの主な項目について記載しております。

次に(4)は、これらの具体的な施策を抜粋した一覧です。第3期基本計画は合計45の施策を計画しております。

「資料5」の第3期計画の冊子9ページを御覧ください。こちらが、45施策の一覧となります。県といたしましては、今年度から平成32年度までの5カ年間でこの45の施策を消費者、生産者・事業者、関係団体とともに協働しながら推進してまいりたいと思いますので、更なる御協力をお願いいたします。

なお、「資料6」につきましては、平成28年度における計画案を掲載したものです。

参考にしてください。

以上で、第3期基本計画についての説明を終わります。

〈 小金澤会長 〉

ありがとうございました。では、何か確認したいこと、御質問等ございませんか。

〈 伊藤委員 〉

資料6の施策37、県民総参加運動の中の出前講座についてです。出前講座に係る事業予算額、平成27年度実績額とも0円ですが、職員が出向いて出前講座を実施したということでお金が掛からなかったということだと思えます。これはこれでいいのですが、私がお願いしたいのが、今からの次世代の子供たち、特に高校生について、食育を絡めた本来の食という内容の講座を受けていただくことが、宮城県の食の問題解決にとっても大きな意味を持つと思います。今年もゼロ円ではありますが、お金が掛かってもいいですので、食に関する部外者の方を講師として招き、高校において話を聞く時間を設けてもらえないでしょうか。小学校、中学校も外部講師を呼んでいますので、高校生にもできないものかと思っております。これは、要望です。

〈 小金澤会長 〉

ありがとうございます。食育に関しては、県の別の部署が関わってきますので、そのバランスもお願いしたいです。

〈 食産業振興課 金岡技術副参事 〉

当課では、県内の事業者、生産者の32名を「食材王国みやぎ伝え人」として委嘱しております。予算は少ないのですが、小中学校等から派遣の要請があった場合に、講師謝金等を助成する事業を行っております。旅費、謝金をお支払いしていますが、高校生に対しては現状では、助成の対象にしておりません。32名の委嘱された方との当事者間とのやりとりとさせていただいているところです。

また、高校生につきましては、「地産地消お弁当コンテスト」を開催する予定です。昨年は、コンビニエンスストアに御協力いただき、優秀な3校につきましては、地域限定ではありますが、販売まで行うというものです。地域の食にどういったものがあるのか、自ら掘り起こししながら、メニューを考案してもらうものです。

〈 小金澤会長 〉

よろしいですか。

〈 伊藤委員 〉

付け加えて話させていただきますと、高校生にそういった講座を行うことで、モニターのアンケートにも10代の御意見を頂戴できるのではないかと思います。10代はすぐ20代になって、そしてお母さんになる世代です。その世代を対象にするのはいいと思います。要望です。

〈 小金澤会長 〉

ありがとうございます。その他ございませんか。

〈 丹野委員 〉

食肉に関しての情報と県に対するお願いです。

第3期計画の中に放射性物質測定が新規となっております。食肉，特に牛肉の検査についてですが，震災後，自主検査という形で行っています。

昨年，直接，被害がなかった九州等西日本の地域をはじめ，業界全体として，基準値が超過する牛はいませんので，4月から自主検査を止めようという動きになっていました。

しかし，直前になって福島，宮城等牛肉の出荷制限がかかっている県が中心となり，まだまだ風評被害があるので止められないということになりました。あくまで，自主検査ですので，他県が止めても検査をしますと東北4県と栃木県，群馬県が継続の意向を示しています。全国一斉での足並みが揃わなくなっており，崩れかけている現状です。

宮城県の事業者，出荷者，買参人などの意見を聞き，県として判断をしたいとのことで意見交換を行いました。買参人の方からは，稲わらの処分問題などいまだに解決していないことが多く，マスコミにそのニュースが流れる度に「宮城」が出てきますと，取引先からは，「宮城産の牛肉は本当に大丈夫なのか」と聞かれますので，検査は継続して欲しいという要望が強く出されました。

〈 小金澤会長 〉

はい。ありがとうございます。

〈 佐藤委員 〉

県の方針をお聞きしたいです。やめる気があるのですか，ないのですか。

〈 畜産課 及川技術副参事 〉

牛肉の全頭検査については，丹野委員からお話があったとおりでありますが，止める止めないの判断については，この場で私から申し上げる立場にはありません。

これまでの検査実績は，23年から検査を実施し，138,000頭検査し，基準値を超過したのは，2頭で，平成23年に1頭，平成24年に1頭です。それ以降は基準値を超過した肉はないという状況です。ただ，まだまだ汚染牛肉の基となったわら等がまだ処分されていないというのも一方で事実です。

これまでの検査体制，検査実績，皆様の意見，国との協議，相談もしながら，検査の継続等検討しているところです。永遠に検査をするわけでもありませんし，止めるタイミングを含めて慎重に判断したいと思います。

〈 加藤委員 〉

関連してよろしいでしょうか。今の発言の放射能物質検査についてですが，数値が何年も出ないから止めるという判断と消費者心理というのを両方を見据えながら，きちんと見

せていかないといけないと思います。

今は、検査をしていますから、基準値を超過していないと分かり、皆は安全と思って購入してくれています。ところが、検査を止めたら、数値が全く分からなくなります。消費者心理としては、検査されているから安心だと思えることが強いのです。

水産物についても、いまだに、危ないと思っている方が多数います。水産物からは、全く放射性物質がでていませんし、問題ないにも関わらず、危ないと思う人が多いのも事実で、安全ですとPRもしても、若い方、高齢者に全然関係なく、「水産物は危ないんだ」という意識が全くとっていいほど、払拭できていません。

その様な現状がまだまだありますので、検査を実施し、数値が出ないから大丈夫というのではなく、何故、検査を止めるのかを止める時にきちんと全国に発信していきまないと、大変なことになるかなと思います。消費者心理を思いますと、丁寧に説明すべきところだと思います。

〈 佐藤委員 〉

これと同じ議論は、BSEを止める時にもありました。BSEの時は、肉骨粉をどのように使っていないのかとか、24か月齢や36か月齢など、月齢による違いを明確に示していただいた上で、一斉に止めることで推進会議でも報告がありましたし、全国的にも消費者が理解したと思っております。

この放射能の問題は、はっきり申し上げて、福島、宮城、岩手、栃木、茨城は当事県です。こちら側に責任がないにも関わらず、我々は被害を被っている立場ですので、当事県が率先して止めるという立場には絶対にならないと思います。そういう意味から、単純な言い方で申し訳ありませんけれども、県の担当者には、「止めるタイミングをみている」というような発言はなさない方がいいと思います。消費者マインドが一気に下がると思います。

〈 畜産課 及川技術副参事 〉

すみません。私の発言が舌足らずで、訂正させていただきます。初めに止める事ありきで説明した訳でなく、あくまで、BSEの時の様に変更する時期タイミングは、皆さんの意見を踏まえて慎重に判断したいと思っております。誤解を与えて申し分けありません。

〈 小金澤会長 〉

ありがとうございます。この件に関しては、被害を受けている側ですので、こちらから色々意見を出しても違う面から見られてしまうこともありますので、きちんとしていただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。

その他ありませんか。

〈 氏家(幸)委員 〉

資料6の施策8、2ページのHACCPになります。食と暮らしの安全推進課と水産業振興課の2課で予算等が明記してあります。みやぎHACCPは、昨年、条例を改正し、ステップアップを図りながら推進しているところだと思いますが、水産HACCPについ

では、これから導入していくということでしょうか。温度差があるような気がします、推進している状況が違うという理解でよろしいでしょうか。

〈 水産業振興課 長谷川技術副参事 〉

HACCPの推進については、食と暮らしの安全推進課と連携しながら進めていきたいと思っております。水産につきましては、必要性は認識しておりますが、県内にそのような施設は数が少ない状況です。

一方で、衛生部局と連携し、普及のための連絡協議会を立ち上げ、今後、水産全体の底上げを計りながら、ニーズの掘り起こしを行っていきながら、HACCPの推進を図っていきたいと考えております。

〈 氏家（幸）委員 〉

工場も震災で新しくなっているところも多いと思いますが、認証を取っているところが少ないということですか。

〈 水産業振興課 長谷川技術副参事 〉

全国的にも多くはなく、県内で平成28年3月末で17施設ございます。それぞれ会社の戦略等あるかと思いますが、ニーズの掘り起こしが大事だと思いますのでそこに力を入れていきたいと思っております。

〈 小金澤会長 〉

よろしいですか。では、次の報告事項の「食品に係る放射性物質検査の結果」について、お願いします。

〈 事務局 平野技術副参事 〉

それでは、平成28年4月に実施いたしました「食品に係る放射性物質検査の結果」について、簡単に御報告いたします。「資料7」で御説明いたします。

県では、平成26年3月に策定しました東京電力福島第一原発事故被害対策実施計画(第2期)に基づき、県が実施する放射線・放射能の測定を体系的に実施するために「宮城県放射線・放射能測定実施計画」を定めております。

これにより県の関係部局において、出荷前の農産物、林産物、水産物、畜産物や野生鳥獣、出荷後の流通食品、その他の学校給食等において、各々検査を実施しております。

出荷前の検査ですが、野菜類、果実類、穀類などの農産物では、111点、原乳は10点、牛肉は2,247点、豚・めん山羊などは6点、海産魚種、内水面魚種などの水産物は208点、きのこ・山菜類などの林産物は237点、イノシシ、ニホンジカなどの野生鳥獣類は2点で、合計2,821点の検査を実施いたしました。うち、林産物3点で、基準値を超過しておりますが、これは、既に国から出荷制限指示等を受けている品目のコシアブラ(野生)になります。

なお、基準値を超過した品目は、既に国から出荷制限指示等を受けた品目ですので、市場には出荷しておりません。

また、今年度、出荷制限指示の一部解除等を受け、生産出荷が再開されております品目は、まだありません。

次に、出荷後の検査ですが、飲料水や一般食品等の流通食品は、16点検査を実施いたしました。基準値を超過したものはございませんでした。

次に、その他の検査の学校給食関連ですが、4月はまだ検査を実施しておりません。続いて住民持ち込み測定についてですが、これは、県内の全市町村で自家栽培や自ら採取した食材などを住民が持ち込み、測定を実施しています。

4月の測定点数は、452点のうち、44点が基準値超過となっております。主な基準値超過品は、山菜シーズンということもあり、林産物のコシアブラ、野生鳥獣肉のイノシシなどとなっております。

この調査結果は、「放射能情報サイトみやぎ」で、品目別に公表しております。詳しくは、資料に記載のホームページを参考にさせていただきますようお願いいたします。

なお、この検査結果は、4月末日までをとりまとめたもので、5月の結果はまだ反映されておられません。5月に林産物（たけのこ）で基準値を超過した事例がありました。県では、それを受けて、出荷自粛要請を行っております。詳しくは、林業振興課から御説明します。

〈 林業振興課 齋藤技術副参事 〉

資料7の別紙を御覧下さい。平成28年5月11日に大崎市の旧三本木町で産出された「たけのこ」を検査したところ、基準値を超過したものがありませんでした。測定値は、基準値100 bq/kgに対し、220 bq/kgでした。この1点が出たため、県では、大崎市（旧三本木町）に対し、出荷自粛要請を行いました。

このたけのこは、出荷前の検査で見つかったものです。出荷前の検査は、安全が確認されてから出荷することになっておりますが、今回、その出荷前の検査ですので、生産物は市場に流通しておらず、回収等は生じておりません。県として、大崎市（旧三本木町）の出荷前の5戸の生産者及び大崎市、関係機関に対して、出荷自粛要請を行ったところです。

県全体で99.7tのたけのこ生産量に対し、大崎市は12.7tの生産量があり、県内で3番目の生産量ですが、旧三本木町は大崎市の中でも里山に位置する平坦地で、非常に生産量が少ない地域でございます。

県では、この件を受けまして、出荷前の検査をさらに徹底し、万が一にも基準値を超えるものが流通しないように注意を払っているところですが、今後、基準値を超過する生産物の生産地に広がりがあると判断がされた場合には、国から出荷制限指示が出されることもあるということで、現在、国と県とで調整中です。

〈 小金澤会長 〉

今の件はよろしいですか。

〈 加藤委員 〉

大崎市は出荷制限されていた地区ではなく、販売もしていたということでしょうか。今まで、基準値を超えていなかったところから、突然、基準値を超過したたけのこが出てき

たということですか。

〈 林業振興課 齋藤技術副参事 〉

大崎市は、震災後、たけのこで基準値を超過した事例はなく、出荷制限は受けておりませんでした。今までは、出荷前検査をし、基準値を超過していないので出荷していましたが、今回が初めての事例となります。原因は今、調査中ですが詳しくはわからないというのが現状です。なお、現地は山の中のような場所ではないので、周りとの繋がりはないと考えています。

〈 小金澤会長 〉

この問題があるとすれば、わずか5戸のたけのこ生産農家しかいない大崎市の旧三本木町から出たということ。丸森町や白石市のような大産地ではない旧三本木町から、基準値超過が出たことで、他の大産地が風評被害に合わないか心配されること。

丸森町のように大産地を宮城県は抱えている訳で、地産地消として宮城県のたけのこという時に、このことがインパクトを与えて、ネット上などで情報が飛び交い、風評被害となってそれらが産地に跳ね返らないように、県は、今、一生懸命努力をしている、そういう対応をしているということです。

よろしいですか。では、次に「みやぎ食の安全安心県民総参加運動」についてお願いします。

〈 事務局 平野技術副参事 〉

それでは、「みやぎ食の安全安心県民総参加運動」の状況につきまして、「資料8」で御説明いたします。

「消費者モニター制度事業」と「取組宣言事業」の2本柱ですが、この中から、かいつまんで御説明をさせていただきます。

まず、「消費者モニター」の方ですが、一番目の「食品表示ウォッチャー事業」は、消費者モニターの中から100名を委嘱し、今月25日に県庁講堂において、研修を兼ねた業務説明会を開催しております。6月から12月まで、毎月2店舗の調査をお願いし、延べ数で1,400店舗の調査となります。毎月報告書をいただきますが、疑義情報等があった場合には、国、県、市町村で分担・連携して調査や指導を行うこととしております。

次に、「研修会・講習会」ですが、「食の安全安心セミナー」を3回、「モニター研修会」を1回、今年度予定しております。テーマ等については、今後検討して参りたいと考えております。

次に、「食の安全安心基礎講座」、「モニターだより」です。「モニターだより」は今年度3回の発行を予定しており、4月に第13号を発行しております。「基礎講座」については、「第3期基本計画を策定しました」と題してこの第13号に掲載しております。

地方懇談会については、新年度に入ってから各地方振興事務所及び各保健所に対し、開催を依頼済です。

「生産者との交流会」及び「食品工場見学会」につきましては、今年度で5回目となります。大型バス1台で40名程度、11月頃開催の方向で検討しております。

推進会議委員の公募ですが、5月2日から一般県民からの公募を開始しましたので、消費者モニターにもその旨をお知らせいたしました。

モニター制度の広報ですが、昨年度は集客行事等で広報活動を展開したことなどにより、88人の新規登録がありました。うち、30代以下の方から38人の登録をいただいたことから、今年度も広報活動を実施してまいります。

続きまして、消費者モニターアンケート調査は、6月にモニターあて依頼を予定としております。アンケートの内容ですが、「別冊1」と右上に表示している資料を御覧ください。1ページと6ページを御覧いただきたいのですが、今年度も大きく2つのテーマ、「食と放射性物質」と「食の安全安心」で実施する予定です。経年変化を確認するため、今回の設問内容は昨年度とほぼ同様としております。ただし、推進会議の御意見等を踏まえまして、一部修正を加えている箇所がございます。

1ページの「問1」ですが、選択肢の4番は従来「ほとんど気にしていない」としておりましたが、3番との差が明確でないことから、「ほとんど」を削除し、「気にしていない」と修正しております。3ページの「問5」ですが、これまでは基準値を知っているかどうかのみを尋ねておりましたが、数値の根拠を知っているかどうかを細分化した設問に修正しております。

次に、6ページの「問6」ですが、選択肢の3番と4番について、基準値が「高すぎる」、「低すぎる」との表現をこれまで用いておりましたが、わかりにくいとの意見もございませうことから、基準値を「厳しくしたほうがよい」、あるいは、「緩めたほうがよい」という、シンプルでわかりやすい表現に修正いたしました。

次に、4ページの「問13」、放射性物質の基準についての知識や認識を問う設問です。今回、内容を全面的に改め、消費者庁が実施している「風評被害に関する消費者意識の実態調査」の中の1つの設問と同じ内容に置き換えました。

なお、昨年度のアンケート結果を「別冊2」として添付しております。このような形で集計・分析し、公表することとしておりますので参考としてください。アンケート調査については以上でございます。

「資料8」にお戻りください。続いて「取組宣言事業」の状況を御説明いたします。

取組宣言のロゴマークは一昨年2月にリニューアルしましたが、これを活用するとともに、各種媒体や集客行事での広報に努め、事業の一層の普及・推進を図ってまいります。まるごとフェスティバルですが、今年度も10月開催の見込みです。「県民総参加運動」のブースと取組宣言者の出展を考えております。

最後に、取組宣言の登録状況を取りまとめておりますが、昨年度1年間で37者の登録があった一方、廃業等に伴う抹消が81者あり、3月末で、2,948者となっております。以上、簡単ですが、御説明を終わります。

〈 小金澤会長 〉

今の資料説明の後ろに食品工場見学会など色んな活動についての写真が沢山掲載してありますので、見ておいて下さい。

では、何か御質問等ございませんか。次に進みます。その他の大崎市（旧田尻町）におけるカドミウム基準値超過米の発生についてをお願いします。

〈 農産園芸環境課 荒井技術補佐 〉

大崎市(旧田尻町)におけるカドミウム基準値超過米の発生について御説明いたします。参考資料を御覧下さい。

概要でございますが、大崎市の米集荷業者が販売業者に出荷した平成27年産米63袋の一部から食品衛生法のカドミウム基準値、0.4ppmを超過した米が確認されたため、この米集荷業者は63袋を自主回収し、隔離いたしました。

超過米が生産された大崎市田尻蕪栗地域の一部地区におきまして、他の生産者の米について、県が分析した結果、超過米は確認されませんでした。

経過でございますが、平成28年4月25日に農産園芸環境課に対しまして、大崎市から「米集荷業者が出荷した米について、販売業者の自主検査で超過米が確認されたため、米集荷業者が全量を回収した。」との情報提供を受けました。

その後、北部地方振興事務所におきまして調査を行うと共に、古川農業試験場におきまして、米集荷業者が回収した米63袋のカドミウム含有量を分析した結果、36袋で基準値超過(最大0.55ppm)が確認されました。

今後の県の対応といたしましては、基準値を超過した米については、焼却処分するよう指導してまいります。

また、超過米が発生した原因究明に取り組んでまいります。平成28年産米の生産対策につきましましては、超過米の発生を防止するため、大崎市等と連携して、管理区域を指定し、カドミウム吸収抑制のための水管理を徹底するよう指導するとともに、出荷前にはカドミウム含有量を検査し、超過米の流通防止を徹底してまいります。

〈 小金澤会長 〉

この点に何か御質問、御確認しておきたいことはございませんか。

カドミウムについては、きちんと対応していただいたということで報告でした。

では、議事、報告は以上です。皆さんに何もなければ、司会の方にお返ししたいと思います。よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

〈 事務局 中村副参事 〉

委員の皆様、活発な御審議ありがとうございました。

次回の開催は、7月26日火曜日、午後2時からとなります。おって開催の御案内を差し上げたいと思いますので、御出席いただきますようお願いいたします。

事務局から1点だけ連絡がございます。

〈 事務局 星課長補佐 〉

さきほど、食産業振興課から話題のありました地産地消推進店のガイドブックについて、お帰りの際にお配りいたします。

〈 事務局 中村副参事 〉

以上をもちまして、会議を終了いたします。長時間にわたりありがとうございました。